

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る
設計変更について【建築工事】

令和 2 年 5 月 2 5 日
県土整備部建設管理課

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について設計変更を行う際の必要な事項について定めるものである。

2 対象工事

埼玉県県土整備部・都市整備部が発注する建築工事のうち、令和 2 年 2 月 2 6 日付け建管第 1 2 2 4 号「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施した工事とする。

ただし、既に完成している工事は対象外とする。

3 実施の流れ

工事現場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底に努めるものとし、対策に係る設計変更については、次のとおり行うものとする。

(1) 受注者は、追加で費用を要する感染拡大防止対策について設計変更を希望する場合、発注者と工事現場連絡票等により協議する。

(2) 発注者は、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として、協議内容に承諾する。

ただし、既に実施済みの対策については、施工計画書への反映を要しないものとする。

(3) 受注者は、対策内容や必要な資機材の種類、使用数量について施工計画書に記載し、見積りと併せて発注者へ提出する。

なお、リースが可能な資機材については、購入及びリース費の両方を見積もりを提出する。

また、既に実施済みの対策については、見積りに替えて領収書を提出できるものとする。

(4) 発注者は、(3) により受注者から提出された資料を確認し、「4. 積算の方法」に基づき設計変更する。

(5) 受注者は、設計変更の対象とした対策について、「5. 実施状況の報告」に基づき、実施したことを証明できる資料を発注者へ提出する。

4 積算の方法

感染拡大防止対策に係る費用は、備品、器材等の購入・リース費等とする。

(1) 費用の決定

対策に必要な資機材の種類ならびに単価、数量について、受発注者間で協議のうえ適切に決定する。

購入又はリース費については、費用比較を行い原則として安価となる方とする。

マスク等の数量については、現場従業者の人数、作業日数等も考慮した算出とする。

(2) 費用の計上

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等には含めず、外書きにより「感染拡大防止対策費」として計上し、消費税を乗じ工事費とする。

当該費用は、受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、新たに追加するものとして、請負比率を乗じないこととする。

<対象となる感染防止対策費用の例>

- ・ 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメットの費用
- ・ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計の費用
- ・ 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材、通信費

(3) その他

上記内容以外についても、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、協議のうえ適切に設計変更を行うものとする。

5 実施状況の報告

感染拡大防止対策の実施状況が証明できる資料を提出すること。

<証明資料>

- ・ 資機材の購入・リース費等にかかる領収書
- ・ 実施状況がわかる工事写真
- ・ 現場稼働日における現場従事者の入場記録 など

6 問い合わせ先

県土整備部建設管理課

建築技術・積算担当

電話 048-830-5192